

代 強力な地盤となっていた地域で、神奈川県会がその中枢ともなっているため、この分離をその狙いとしていたと  
近 いう政治的背景もあつたようである。神奈川県にとっては、八王子を中心として発展した商業経済圏と、自由民  
権運動の拠点を失うこととなり、経済的社会的損失は大きかつた。

創草期の神奈川県令(知事)は、東京・京都・大阪の三府に次ぐ筆頭県ということもあつて、大物県令が  
就任した。廃藩以後の県令には陸奥宗光(明治四年十一月～五年六月)、次代には大江卓たく(五年七月～七年一月)、つづ  
いて中島信行(七年一月～九年三月)が就任している。これら三人の県令は、開明的な行政官として、在任中特色  
ある業績を残している。すなわち、陸奥は地租改正の原案となつた「田租改正建議」の建議者として知られ、大  
江は有名なマリア・ルス号事件の名判事として一躍名声を馳せ、また中島は全国に先がけて地方民会の制度をと  
り入れた啓蒙主義者としてきこえている。とくに大江・中島の業績は、明治十年代の自由民権運動に継承されて  
いく。

### 他県に先立つ

文政十年(一八二七)、治安の維持を目的に、関東取締出役設置でやくの一環として、組合村が設定さ  
れた。これは、代官支配(幕領)・旗本領・藩領・寺社領の区別なく数か村を組み合わせた小組

### 区会と県会

合を作り、その小組合を数組連合した大組合をつくつたもので、小組合には、各村の名主から選出される小惣代  
があり、大組合には小惣代から選ばれた大惣代が組合の運営に当たり、この大組合の事務局のある村を寄場村よせばと  
よんだので、この組合村を寄場組合村と称した。この組合村は、関東取締出役に協力することを目的とし、とく

## 1 近代化の足音

に各種の触書ふれがきの伝達にその機能を發揮し、維新政府成立のころには、一種の行政区の機能をもつようになった。幕府崩壊により関東取締出役は廃止されたが、組合村はそのまま残され、組合の各村も、村の意志決定を行う村寄合よあひ、名主・組頭・百姓代の村方三役も変更されなかった。

明治四年四月、政府は戸籍法を公布、それにもとづいて戸籍区を設け、区ごとに戸籍事務を扱う戸長・副戸長を置くことを定めた。この戸籍区は旧来の寄場組合を土台にしたもので、その機能をそのまま引き継ぎ、戸籍事務のほかに諸布達の回覧など一般の行政事務を扱った。県下ではこの戸籍区が、武州四郡で六十区、相州三郡で二十四区設置された。

次いで翌五年四月、政府は旧来の庄屋・名主・年寄としやの制を廃止して、村に新しく戸長・副戸長を置くことを布告した。しかしこの措置は、現行の戸籍区の戸長・副戸長と同一の名称のため、行政に混乱を招いた。

そこで、神奈川県は同年十一月、大江県令のもとで、これまでの寄場組合の制度をすべて廃止し、戸籍区に相当する区に区長・副区長を置くことを定め、正副区長には戸籍区の戸長・副戸長を当てる、土地人民に関する一切の事務を担当させた。さらに大江は六年五月、区の区画が実情に合わないことから区画の改正を行い、管内を二十区に分け、区内の村々を高二千石を目安に組合せて番組という制度を設けた。この区番組にもとづいて、県内は新しく二十区百八番九百四村に編成がえされた。そして、区に区長・副区長を置くほか、番組に戸長・副戸長、町村に村用掛を置いて行政事務に当たらせた。

代 近 村用掛は任命制であつたが、戸長・副戸長は小前百戸こまえにつき五人の代議人を選挙し、その代議人の中から選出することにし、また正副区長は、その区内の正副戸長の入札で選出し、それを県令が認可するというやり方をと

つた。

この神奈川県独自の区番組制は約一年間つづいたが、七年六月になると大区小区制が発足し、県内では三度び地方制度の変更が行われることになった。この新制度は、これまでの区を大区、番組を小区と改称して、県内をあらためて二十大区百八十二小区に再編しようとするものであつた。

この大区小区制で注目されるのは、大区に区会を設け、小区ごとに小前一同の投票による代議員を選出したこと、区番組時代には戸長の任命制であつた村用掛をも、代議員の投票による公選制にしたことであつた。

この時期はちょうど、維新政府による三大改革（学制・徴兵令・地租改正）が緒につき、県内でも徴兵制に対する反発や地租改正反対の農民運動が起きるなど、官民疎隔の対立と矛盾が最も恐れられた時期であつた。このよ  
うな状況の中で、政府と地方当局が三大改革を円滑にすすめるためにも、「上下協和」や「輿論公議よろんこうぎ」を重視せ  
ざるを得なかつた。一方、この時期は、県政の最高ポストにも、明治八年の第一回地方官会議で、公選議員によ  
る民会の開設を強力に主張した中島県令が就任し、開明的な施策を打ち出した時期でもあつた。しかし、この新  
しい地方民会の制度も、明治九年十月の大政官布告第三百三十号の発布と共に、野村靖やむら県令の手で大きな変更が加  
えられた。野村は従来の代議人・小前総代・五人組を廃止して、あらためて町村総代兼小区会議員の選出を命じ

たが、これまで財産上の資格制限のなかった代議人を、土地所有者で国税県税の納税者に限定したり、総代人の数を大幅に減員するなど、代議人制度の後退が目立った。ただし、十一年二月に行われた県会の改革については、これまでの区長会を廃して、各大区会の議員の中から二名ずつ互選して県会を構成するなど、一定の前進が見られた。

明治十一年（一八七八）、「地方三新法」とよばれる「府県会規制」・「地方税規制」・「郡区町村編制法」が公布された。この法は、大区小区制をやめ、旧来の歴史的町村を行政単位として復活し、人民輻輳くわくそくの地を区として独立させ、他の町村は郡の下に統轄し、各府県に府県会を設けるものである。神奈川県神奈川県の地方民会を全国にひろげたものである。しかしその議員の資格制限はきびしく、被選挙権者は、年齢二十五歳以上の男子、県内に本籍をもち、三年以上県内に居住し、地租十円以上の納税者とし、選挙権者は、満二十歳以上の男子、県内に本籍をもち、地租五円以上を納める者と定めた。この資格に合う者は、明治十七年（一八八四）の県統計では、選挙権者三万一千余、被選挙権者一万六千余で、県下全人口に対して、前者は三・八割、後者は二・〇割に過ぎなかった。しかし、ともかく明治十二年二月選挙が実施され、現代の県議会は同年三月、四十七名の議員をもって発足したのである。

### (三) 文明開化の窓 ミナト横浜

#### 横浜に外国人が増える

開港後、横浜に来住する外国人が年々増加し、特に維新後になると、その数は急速にふくれ上がっていった。明治十年代には、横浜在留外国人は三千人を超え、明治二十年代には四千人から五千人に迫る勢いを示した。この数は、他の開港場在留外国人の総数の半数を超えるもので、外国人の横浜集中度がうかがえる。

この外国人を国別にみると、その半数以上を中国人が占め、その他では、イギリス人を筆頭として、アメリカ・ドイツ・フランスとつづく。例えば、明治十八年（一八八五）では、在留者約三千八百人のうち、中国人約二千五百人、イギリス人約六百人、アメリカ人約二百三十人、ドイツ人約百六十人、フランス人約百十人、スイス人約三十人である。明治二十六年（一八九三）の統計では、総計約五千人のうち、中国人約三千三百人、イギリス人約八百人、アメリカ人約二百五十人、ドイツ人約百五人、フランス人約百三十人である。

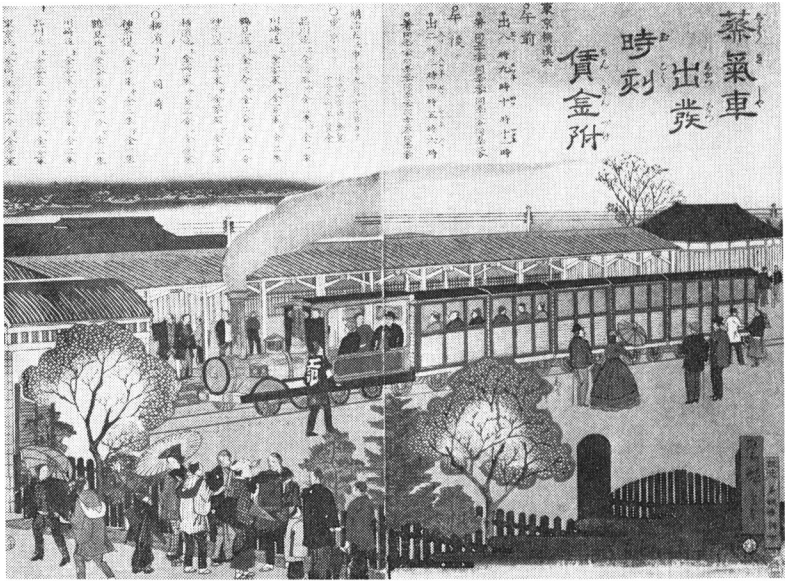
これら数千人の外国人が、横浜関内の居留地の東半分と山手の地に集中して居住し、西半分は、日本人街を形成していた。しかし関内の市街地は、最初から完成していたのではなく、当初は、運上所・各国領事館用地・港崎町が海岸沿いであって、その後、埋立てを必要とする沼地であった。元治元年（一八六四）、「横浜居留地

覚書」・「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」の二つの協約によって、大岡川の南の沼地（吉田新田）を埋立て、各国の練兵場と競馬場用地を造成すること、大岡川の北側（太田屋新田）を埋立て、新たに外国人居留地を造成すること、外国人の天然痘患者の収容施設の増設、墓地の拡張、クラブハウス用地、根岸村に至る五マイルの遊歩道路の建設等が約された。この覚書は、慶応二年（一八六六）に改訂されて、今日の横浜市街の原型となり、日本人とは異質な外国人の日常生活の風俗習慣が展開されることになった。錦絵の新しいジャンル―横浜錦絵―の題材を供することになる。

### 文明開化横 浜に上陸

安政元年（一八五四）和親通商条約締結の見通しをつけたペリーは、アメリカから將軍への贈物を、横浜に陸揚げした。それは電信機具・蒸気機関車の模型・時計・望遠鏡・ライフル銃など五十点ほどの文明の器具である。応接所の広場に鉄道線路が敷設され、その上を模型の機関車と客車が走った。二月二十三日のことである。翌日には、応接所から洲干弁天前まで九百八十二メートルに電線をはって、送信受信を行った。これを見て、日本人は大いに驚き、幕府もこうした利器の導入の必要をみとめた。しかし献上された幕府は、蔵に収めて実用化しないうちに幕府そのものが崩壊してしまった。横浜に最初に上陸した文明の種子は活用されなかった。

明治政府は、早速文明利器の実用化に着手する。明治二年（一八六九）八月、お雇い外国人第一号のイギリス人ギルベルトによって、電信線が横浜弁天燈明台役所から本町通の横浜裁判所（後の県庁）間七百六十メートルに架設さ



開業当時の汽車

県立文化資料館蔵

れ、官用通信の取扱いがはじめられた。九月十九日には、横浜裁判所の中に伝信機役所がおかれ、ここから東京築地居留地まで約三十二キロルの架線をはじめ、十二月には通信を開始した。

明治二年十一月十日、政府は、鉄道建設を決定、お雇い外国人イギリス人エドモンド・モレルら多くのイギリス人技師を招いて明治三年三月に着工、東京の汐留しほどと横浜の野毛浦の埋立地（現在桜木町）間を着工、まず品川―横浜間二三・八キロルが明治五年（一八七二）五月七日に完成して仮営業開始、同年八月には新橋（汐留）まで全線開通、九月十二日、午前横濱駅で、午後、新橋駅で開通式が行われた。開通式がまず横濱で行われたのは、ここを起点とする意味であろう。横浜・品川・新橋の三駅に荷物取扱所を開設して、今日の鉄道運輸体制が発足し、近代国家形成の大動脈となった。

近代国家の大動脈の役割を荷った電信も鉄道も、その発祥の地は、横浜居留地である。多数の外国人の生活・諸施設は、そのまま文明開化の源泉地でもあった。文久三年（一八六三）に刊行された「横浜奇談」には、日本人に物珍しい居留地風俗として、石造りの屋敷、ギヤマン張りの窓、美麗な敷き物（絨毯）、パン、牛肉・豚肉食、乗馬、遊歩などをあげている。これらは、間もなく日本人の間にもひろまって、日本人の生活のなかにとり入れられていった。

また関内の交通機関として馬車が用いられたが、慶応三年（一八六七）三月には、横浜領事館と江戸の公使館とを結ぶ横浜馬車鉄道が完成し、つづいて居留地三十七番館の外国人が経営する横浜と江戸間の乗合馬車が走り、明治二年には、日本人による経営では、横浜住人八名の出願によって、横浜吉田橋から、戸部―平沼―神奈川台を経て、江戸日本橋に至る乗合馬車が開業した。これら横浜―東京間の馬車路線は、鉄道開通とともに姿を消すが、明治七年（一八七四）には、神奈川―小田原間の郵便馬車が開通し、鉄道と並んで馬車路線は全国津々浦々にひろまった。

### 居留地からの文明

今日では日常不可欠の日刊新聞も、横浜居留地の外国人新聞に始まる。だが、本格的な日本人向けの新聞は、ジョセフ彦が居留地一四一番地の居宅から元治元年（一八六四）六月に発行した「海外新聞」である。印刷部数は百部で、その名のように海外ニュースなどを載せた日本人向けのもので、慶応二年二十六号で休刊した短命なものであった。わが国の最初の日刊新聞として発刊されたのが、明治三年十二月八日付の



代  
近 「横浜毎日新聞」である。発行所は元弁天町の英仏語学所に開設された横浜活版社で、編集者は、子安峻であつた。やがて横浜の豪商の協力によつて、横浜活版社の業務が拡大され、島田三郎が編集者となり、明治十二年

(二八七九)十一月には、二千六百九十号を数えたが、この時本社を東京に移し、本町の社屋を横浜局と改称し、紙名も「東京横浜毎日」と改め、明治十九年(一八八六)には、「毎日新聞」と改め、本社を東京尾張町に定めた。「横浜毎日新聞」が東京に移つた後の地元横浜では、明治二十三年(一八九〇)二月一日「横浜貿易新聞」が発刊されるまで、新聞の空白がつづいた。

**キリスト教** 治外法権下の居留地では、居留外国人のためのキリスト教会が早くから建設され、外国人宣教師  
**伝道の基地** による布教も行われ、日本人で信者となるものもいた。禁教下の明治五年(一八七二)二月に日

本ではじめてプロテスタント教会が創立されたが、それは横浜居留地にできた日本基督公会である。明治六年(一八七三)キリシタン禁止が解除されると、この公会は、日本伝道の有力な拠点となつた。解禁の年末には、その信徒数は七十五名に達し、翌年には東京基督公会が、支会として創立された。同八年には、青森県のひろさき弘前公会、翌年には長野県上田基督公会が、日本基督公会の子教会として創立された。明治十六年(一八八三)、横浜伝道会社がつくられ、横須賀・阿久和(横浜市瀬谷区)・保土ヶ谷など県下に伝道し、横須賀教会・阿久和教会を創立した。伝道は、三多摩方面に及んだ。

こうした状況の中に、キリスト教各派も伝道を開始し、メソジスト教会・長老教会・聖公会・バプテスト派・



横浜天主堂跡に建つ教会のレリーフ 横浜市中区

美普教会派等が相ついで、居留地を根拠として伝道を開始した。また、カトリック系とギリシャ正教も布教を行った。ローマカトリックの布教は三多摩地方にもおよび、八王子在の被差別部落の人々も信徒となった。こうした各派教会から日本伝導の命をうけて来日した宣教師の外に、居留地在住外国人が私塾を開いて、日本人に英語を教えるものがあり、それらを通じて、キリスト教はひろまった。居留地の外国人私塾は、横浜の特色とされる。長老派教会に属する J・C・ヘボン夫妻は、居留地三十九番の自宅で英学を教え始め、十年後には英語・地理・歴史・算術などを教え、塾生約四十人を数えた。明治七年（一八七四）米国長老派の宣教師ヘンリー・ルミスが、ヘボン邸内で第一回の洗礼式を行ったときの、受洗者十人中の八人は、塾生であった。改革派教会の J・H・バラの塾生も約五十人に達し、S・K・ブラウンは、幕府の英学所やその後身の修

近代 文館で英語教師をしたが、自宅で塾を開き、旧桑名藩士など二十人に、英学・歴史・神学などを教えた。明治三年（一八七〇）へボン塾の教師をしていたアメリカ改革派の宣教師M・E・キダーは、山手居留地に新校舎と寄宿舎を新築し、女子教育専門の「フェリス学校」を開校した。明治十四年（一八八一）第二代校長となったE・S・ブリスは、校舎を増築し、予科二年、本科四年、高等科二年の課程を編成し、本格的学校とした。校名は、フェリス英和女学校、フェリス和英女学校と改めて、日本の女子教育に先駆的役割を果たしつつ、今日に至っている。

この外、アメリカ一致外国伝道協会派遣の婦人宣教師J・N・クロスビーら三人が、山手居留地に設立した日本婦女英学校は、明治八年、共立女学校と改名して活動をつづけ、メソジスト・プロテスタント教会の婦人宣教師H・G・ブリテンは、明治十三年ブリテン女学校をひらき、英学科・小学科・和洋裁縫科・幼稚園の各コースを設けた。のちに横浜英和女学校と名を改めた。

旧教系では、サンモール修道会が、明治三十三年（一九〇〇）に横浜紅蘭こうらん女学校を設立した。

教会の開設した男子学校もあったが、いずれも短期間で閉校となったのに対し、女子学校は今日にまで活動をつづけているのは、横浜の特色である。明治四年十月、政府派遣の最初のアメリカ留学生津田梅子ら五人が、横浜港から出発した同じ時期に、居留外国人による女子学校の創立が相つき、文明開化の新風を吹き込んだのである。また、横浜では日本語版の聖書が発行され、全国で布教に利用された。

県下にひろがる  
開化の風物詩

明治政府は、港ヨコハマの発展につれて交通量がふえて損傷がはげしくなった関内へ連絡する吉田橋を、燈明台役所のお雇い技師ブランドンに設計を委任して、イギリスから鉄材を取りよせ、明治二年わが国最初の鉄橋が完成した。幅五<sup>ぶ</sup>、長さ二十四<sup>にじゅう</sup>の鉄橋の威容に、人々は驚きの目を見張り、「かねのはし」とよばれて、その名は全国にひびきわたった。

開港から数年を経ると、横浜の街頭には洋風の居館が建ち始める。外国人の求めにしたがって、日本人の工が指示のままに建てたものであった。日本人には洋風と感ぜられても、実質は日本在来の木造建築であった。日本の大工は、この様式の洋風建築を県下はもちろん、全国の各地に再現し、広め、明治建築の特色となったのである。

しかし、横浜は慶応二年（一八六六）十月二十日空前の大火に見舞われ、居留地のめぼしい建物はすべて灰となった。この経験から居留地はもちろん、これに近接する日本人町の建物は瓦ぶきの屋根、煉瓦造り又は石造り、厚い石灰塗りにするという防火建築の規則が定められた。これに従って、つぎつぎに石造りや煉瓦造りの建物があらわれた。火災の翌年には、本町一丁目（現在県庁所在地）に石造り二階建ての横浜運上所が、わが国最初の洋風石造建物として落成し、明治三年（一八七〇）には、本町三丁目に横浜<sup>かわせ</sup>為替会社（後の第二国立銀行）と横浜商社、同五年には、二階建<sup>しつくいぬり</sup>漆喰塗（石灰）の横浜電信局、荘麗な石造りの横浜停車場が出現、本町一丁目に石造り二階建て、正面中央に四階建ての時計台を配した純洋式の、横浜最大の洋館横浜町会所が落成した。

近代

明治六年には、海岸二十番地にグラントホテルが新築され、営業を開始した。その名にふさわしい広大な洋風建物で、広告によれば諸事欧州の例にならって家具は美麗を尽し、万器清潔を極め、食事は常食・非常食に分け、非常食は四人から百人まで、注文次第急速に出来る、という振れ込みであった。外国人客の訪れることの多い箱根温泉郷にも、洋風旅館が出現した。湯本村の福住正兄ふくずみまさえは、出入りの棟梁とうりょうをつれて横浜や東京の洋風建物を見分のものち、明治十年（一八七七）洋風をとり入れた福住旅館を造った。その翌年に開業した宮ノ下の富士屋ホテルは、洋風の建築に洋風の設備、パンや肉類を横浜から仕入れ、洋式の経営によって外国人の人気を集めた。

#### (四) 自由民権運動の高潮

##### 国会開設運動 と民権結社

神奈川県では中島県令時代、他県に先がけて民会が設置され、「公議輿論」による開明的な施政が行われたが、自由民権運動の開幕を告げる国会開設請願運動への取りくみは鈍かった。この運動に先がけて、八王子を中心とする嚶鳴社おうめいの演説会、三浦郡三崎町の町会議員の国会開設建議案の起草、小田原での愛国社員による遊説活動などが見られた。しかし、これらの動きは、まだ部分的なものに過ぎず、県としての本格的な取りくみは、明治十三年（一八八〇）二月の第三回地方官会議を待たねばならなかった。

この会議には全国から多くの府県会議員が傍聴のため集まったが、これを機会に全国の県議の連合が生まれ、

1 近代化の足音

相州国会開設運動の総代人名簿

氏名	年齢	出身郡	備考
松本福昌	21歳	足柄下郡	士族
長谷川豊吉	27	〃	平民・後県議
武尾弥十郎	39	足柄上郡	〃 現県議
下山万之助	36	〃	〃
中川良知	39	洵綾郡	〃
福井直吉	33	大住郡	〃
杉山泰助	38	〃	〃
霜島久円	43	愛甲郡	〃
小宮保次郎	42	〃	〃 後県議
今福元颯	36	高座郡	〃 現県議
神藤利八	34	〃	〃
山本佐左衛門	31	〃	〃
塩谷与太郎	36	三浦郡	〃
梶野敬三	27	津久井郡	〃 後県議

神奈川県史資料編13『国会開設ノ儀ニ付建言』から作成

協力して国会開設運動をすすめることが申し合わされた。神奈川県からも、この時数名の県議が加わっていたことから、その帰県とともに、本格的な活動がはじまった。まず、県会議員を中心に十四名の有志が（上表参照）が県総代となり、組織づくりがはじまった。県議の下には郡村ごとの総代をおき、国会開設の檄文と総代たちの連名になる締盟書が配布され、郡村あげての請願署名運動が展開された。こうしてわずか三か月のうちに、相州九郡五百五十五町村から、二万三千五百五十五名の署名を集めることができた。まさに空前の大運動であった。

六月五日、県総代は郡ごとにまとめた署名簿をもって上京し、元老院に提出した。この動きを知った野村県令は、使者を派遣して願書の提出を阻止しようとしたが、総代たちは断固これをけて建白を終えた。なおこの建白書の本文は、旧小田原藩士族で福沢門下の松本福昌が、総代の一人として福沢諭吉に依頼して起草したものである。

国会開設運動の成功は、そのあとに民権結社の結成をうながした。十三年から十七年（一八八〇―一八八四）にかけて簇生した結社の数は、県内だけでも百を越えるといわれる。いうまでもなく、これらの結社は、国会開設運動以来の豪農や豪商

# 國會開設、俄、舟建言

十九

相模國九郡五百五十九町村二萬三千五百  
 五拾五人ノ人民奉止申儀  
 國會開設、俄、兼テ  
 主上、御誓文并、難有御明詔、趣キ有之  
 左憲政體則テ國會開設ノ精神ミテ取  
 リモ通サス上リ、所沙汰相成候所儀ニ今  
 日迄、所ハ唯其時節未、到来不致、漸時  
 其御運ニ可相成ト、所事、御座候處

国会開設の儀に付建言

小田原市立図書館蔵

を主体とするものであった。その結社を目的に従つて分類すれば、政治結社・学習結社・産業結社に分けられるが、ほとんどの結社が政治結社であると同時に、学習結社でもあるという、複合的な性格を有していた。いまその主なものを列挙すれば後表（一七〇ページ）のとおりである。

見られるとおり、結社の規模は大きなもので二、三百名、小さなもので四、五十名の会員数であるが、演説会や懇親会のような大衆動員の際には、千名を越す聴衆を集めた。またほとんどの結社に学習会が組織されており、中には大住郡の湘南社や愛甲郡自由党の講学会のように、東京から専門の講師を招いて長期の学習会を行う結社もあった。また、会員の役員クラスの中に、郡長や戸長・郡書記といった地方官吏が多いのも一つの特徴である。

このような民権結社の学習活動が生んだ圧巻は、五日市学芸講談会の憲法草案の創造であろう。いわゆる「五日市

憲法」草案といわれるこの憲法案は、千葉卓三郎という教師によつて起草され、学芸講談会の無名の青年たちの学習と討論の中から生まれたもので、全文二百四条からなる詳細な人権規定は、当代の一流の私擬憲法草案と比肩できる内容と水準をもつといわれている。

こうした結社の活動を、結成時から援助し指導したのが、都市民権派とよばれる知識人やジャーナリストであった。ことにその前期において、大きな役割を果たした嚶鳴社の活動は特筆に値しよう。嚶鳴社は社長の沼間守一に率いられた東京の民権結社で、西の立志社と並び称される東日本の代表的な結社であった。東日本一帯に多くの支社と千名の会員を擁し、神奈川県でも横浜と八王子に支社を置いていた。また、沼間守一が発行した「東京横浜毎日新聞」は、その前身に当たる「横浜毎日」時代から、県下に多くの読者を持ちよく知られていた。この嚶鳴社をはじめ、国友社、交詢社<sup>こうじゆん</sup>・共存同衆社・東洋議政会、のちには自由党・改進黨などの民権派知識人たちが、演説会に学習会に懇親会にと、在地の民権結社の活動を支援した。その主な顔ぶれを紹介してみよう。

肥塚龍・青木匡・島田三郎・角田真平・波多野伝三郎・高梨哲四郎・竹内正志・野村元之助・沼間守一・丸山名政・草間時福・(以上嚶鳴社)・堀口昇・末広重恭・西村玄道・高橋基一・大石正巳・奥宮健之(以上国友社)・中島信行(自由党)・吉田次郎(不明)

(注) 以上は神奈川県内で、明治十四年一月から十五年(一八八一—八二)六月に、三回以上演説会・懇親会に出席した者。

こうして自由民権運動は、十四年には最大の高揚期を迎えるのであるが、ことに同年七月からはじまる北海道



神奈川県下の主な民権結社

結社名	所在地	結成時	社員数	主な役員名
顕猶社	横浜	13年11月22日	二百余名	齊藤忠太郎・青山和三郎
橘樹郡親睦会	溝の口	14年2月11日	百八十名	松尾豊材・岩田道之助
相東社	都筑郡	14年		佐藤貞幹・桜井光興
学芸講談会	西多摩郡五日市	13年		内山安兵衛・深沢権八
武相懇親会	南多摩郡原町田	14年1月30日	二百三名	石坂昌孝・榎本重美
融貫社	南多摩郡原町田	14年11月3日	百五十名	石坂昌孝・村野常右衛門
多摩講学会	八王子	16年10月10日		林副重・平野友輔
自治改進黨	北多摩郡	13年12月	百四十名	砂川源五右衛門・吉野泰三
相東社	三浦郡	13年12月	七、八十名	古谷正樹・江頭正五郎
友文会	鎌倉郡戸塚	14年7月		石川順三郎・今福元穎
相国社	高座郡	14年8月		神藤利八・山本作左衛門
真友会	高座郡	16年8月	八十名	長谷川彦八・山口寛一
湘南社会	大住・淘綾郡	14年8月	百五十名	山口左七郎・伊達時
同講学会	同郡伊勢原	14年10月	五十名	山口書輔・宮田寅治
相愛社	愛甲郡厚木	15年1月	百名	小宮保次郎・黒田黙耳

官有物払下げ事件は、藩閥政府を窮地に追いつめ、遂に十月十二日、「国会開設の詔勅」発布となつて、運動は最高潮に達した。

政党への参加  
国会開設の詔勅発

布のあと、国会期成同盟に結集していた全国の民権派は、時を移さず板垣退助を党首とする自由党を結成した。自由党の発会大会には、神奈川県からも湘南社・融貫社・八王子第十五嚶鳴社の指導的社員十五名が参

講学會	愛甲郡荻野	16・1	六十名	難波惣平・天野政立 梶野敬三 中村舜次郎・武尾喜間太
定期法律研究会	津久井郡	14・11		
足柄俱樂部	足柄下郡	14・11	六十名	鳴社や交詢社のような、後
忠友社	小田原	15・1		

の改進黨につながる都市民権派との交流が圧倒的に強かったが、自由党の結成を契機に、活発なオルグ活動もあつて、横浜など一部の都市を除くほとんどの結社が、自由党に接近していった。こうして、明治十五年（一八八二）七月には、県内の代表的結社である融貫社・相愛社・湘南社の指導的役員二十二名が自由党に加盟し、大量入党の口火を切つた。以後県下の自由党加盟者は着実にふえ、明治十七年後半にはその数二百八十八名という、一位の秋田、二位の栃木に次ぐ全国第三位の党勢を誇示するまでになつた。この神奈川県の党勢の状況を、ある自由党オルグは次のように報じている。「山村僻地ノ隅ニ至ル迄、黨員ノ有志者立込テ結合ヲ計リ、……各郡ニ成立スル結社員ハ頗ル開進ノ域ニ達シ、之ヲ他府県ニ比スレバ遙カニ勝レル趣ナリ」と。とくに、黨員の約三分の二を擁する三多摩は、「自由のホープ」といわれて、西の高知（土佐）と並ぶ自由党の一大牙城がじょうであつた。こうして組織された自由党の地方部は、やがてそれぞれの内規をもつて、南多摩郡自由党・北多摩郡自由党・愛甲郡自由党・高座郡自由党と称した。他の諸郡にも自由黨員はいるが、（例えば横浜区には四十三名で、郡区中最大である）その組織は不明である。県下の自由党がこのように郡単位に組織されたのは、その母胎となつた民

加し、自由党の地方部設立のルールが敷かれた。それまで、県内の民権派は、嚶

近代 権結社とのつながりを重視したためであろう。そのため神奈川県では、県レベルでの地方組織はつくられず、各郡党が直接、党中央につながるという形態をとった。

自由党の結成におけること約六か月、明治十六年四月に、大隅重信を党首とする改進黨が結成された。同党は都市の商工業者や地方の資産家に基盤をおいていたため、県内では横浜・八王子が中心であった。その活動は横浜の頭猶社等が母胎となっており、専ら市民を相手に政談演説会などの啓蒙宣伝活動に力を入れていたため、党勢は振わなかった。初期の党員は十六名に過ぎなかったが、しかし嚶鳴社系の高名な人物が多かった。

自由・改進黨の両党は、明治十五年九月の板垣外遊の際の渡航資金の疑惑をめぐって対立が深まり、新聞・演説等で激しい論戦を展開し、泥仕合に陥った。この両党の相剋が、藩閥政治に対する運動を分断して、ひいては自由民権運動の敗北を招く一因となったのである。自由党はその後、政府の弾圧と懐柔を受け、党内の激化グループに対する統制を欠き、明治十七年十月遂に党を解散した。大阪で開かれた臨時大会で、解党決議を読み上げたのは、神奈川県出身の党幹事佐藤貞幹であった。

自由党の解散から一年後の翌明治十八年（一八八五）十一月、大井憲太郎を盟主とする旧自由党員が、ひそかに朝鮮に渡って「朝鮮改革」を図るといふ大阪事件が発覚して世間を驚かせた。この事件は、全国から六十余人にのぼる連座者を出す大事件となったが、神奈川県からは最も多数の犠牲者を出して注目された。

### 松方デフレ下 の農村不況

明治十年（一八七七）の西南戦争は、維新後の士族叛乱にとどめをさしたが、新政府にとっても後遺症は大きかった。その最大のものは、軍事費調達のために膨張に膨張を重ねた通貨と、財政の整理であった。明治十四年（一八八一）に就任した大藏卿松方正義は、これを至上の課題として、急激なデフレ政策を推進した。そのため翌年から諸物価は急速に下落し、金融は逼迫し、近代史上にも稀な不況が到来した。代表的な農産物である米と麦の、県下の下落ぶりを見ると、明治十三年米一石は十円四十九銭、麦四円七十一銭であったものが、十七年には、米五円四十銭、麦一円九十四銭であった。輸出の花形である生糸の相場ですら、十三年には一円当たり十八匁であったのが、十五年には六〇匁の値下りとなったのである。こうして農家は、歳入の三分の二を失ったも同然だった。

にもかかわらず、この不況下に公租公課はかえって増額された。明治十五年政府は、酒・煙草たばこなどの大增税を行方一方、地方税についても地租割の課税限度を地租の五分の一から三分の一に引き上げ、これまで国庫負担であった土木費と府県庁舎建築修繕費などを地方財政に移管して、住民の負担を強めた。地租は、明治十年の地租改正で二分五厘に固定されたが、その後の物価値下りでは、実質的な増税を意味した。地租五円を納めるには、以前は米六斗で足りたが、米価下落後は、米一石二、三斗を必要とする。これは以前十石の収穫があったのに、今年は五石の収穫であるのに等しく、農民にとっては凶作と同じであるといわれた。

県下の農村部は、江戸時代に引きつづいて、概していえば畑作地帯に属するが、主産物は米麦雑穀の外に養蚕